

市第64号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（
平成 3 年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

関内駅前地区地区整備計画 区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された横浜国際 港都建設計画関内駅前地区地区計画において地区整備計画が 定められている区域
--------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

関内駅前地区 地区整備計画 区域	A 地 区	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 老人福祉法第29条第 1 項に規定する有料老人ホーム 5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の 9 の 5 に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
------------------------	-------	---

別表第 7 に次のように加える。

関内駅前地区 地区整備計画 区域	A 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所 その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
------------------------	-------	---	---

別表第 8 に次のように加える。

関内駅前地区 地区整備計画 区域	A 地 区	170メートル	—
------------------------	-------	---------	---

別表第12に次のように加える。

関内駅前地区 地区整備計画 区域	A 地 区	100 分 の 7.5	
------------------------	-------	-------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

関内駅前地区地区整備計画区域内における建築物の構造等に関する制限を定めるため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

（太線部分が改正案）

別表第 1 適用区域（第 3 条）

名 称	区 域
（省 略）	
関内駅前地区地区整備計画 区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際 港都建設計画関内駅前地区地区計画において地区整備計画が 定められている区域

別表第 2 建築物の用途の制限（第 5 条）

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築してはならない建築物
（省 略）		
関内駅前地区 地区整備計画 区域	A 地 区	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ね るもの 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売 所又は場外車券売場 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第 130条の9の5に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のた めの貯蔵施設その他これに類するものを除く。）

（備考省略）

別表第 7 壁面の位置の制限（第 9 条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	壁面の位置の制限	適用の除外

(省 略)			
関内駅前地区 地区整備計画 区域	A 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所 その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ

(備考省略)

別表第 8 建築物の高さの最高限度 (第 10 条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の高さの最高限度	適用の除外
(省 略)			
関内駅前地区 地区整備計画 区域	A 地 区	170メートル	—

(備考省略)

別表第 12 建築物の緑化率の最低限度 (第 19 条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の緑化率の最低限度	適用の除外
(省 略)			
関内駅前地区 地区整備計画 区域	A 地 区	100 分 の 7.5	

(備考省略)